

議案第 4 2 号

向日市福祉事務所設置条例の一部改正について

向日市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項
第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 6 年 8 月 2 5 日提出

向日市長 久 嶋 務

条例第 号

向日市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

向日市福祉事務所設置条例（昭和47年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

〈参 考〉

向日市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 福祉事務所は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号）に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務のほか、社会福祉に関する事務のうち市長が必要と認める事務をつかさどる。</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 福祉事務所は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び<u>母子及び寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号）に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務のほか、社会福祉に関する事務のうち市長が必要と認める事務をつかさどる。</p>